

お知らせ

10月19日(月)～25日(日)は行政相談週間です

総務省では、行政相談制度を広く国民のみなさんに知っていただき、利用していただくため、上記期間を「行政相談週間」としています。国や地方公共団体の仕事について、「気になっていることや困っていることがある」「制度や手続きがわからない」などの相談ごとをお持ちの人は、下記の行政相談委員または総務省山口行政評価事務所までお気軽にご相談ください。

■行政相談委員

木村 憲次さん、田中 昌子さん、
仲田 和代さん

◇問い合わせ先

山口行政評価事務所

(☎0570-090110)

豪雨災害による被災者の皆様へ

■り災証明書(床下・床上浸水など)の家屋の被害の証明)

り災証明書は、社会福祉課(☎82-1174)または総合事務所市民窓口課(☎71-1514)で発行しています。被害状況(箇所)が分かる写真を持参してください。

※災害等被災調査がお済みの住家については、写真が必要ない場合もあります。

※詳しくは、社会福祉課までお問い合わせください。

■住宅の応急修理等の貸付制度

○制度・貸付金名 災害援護資金

○貸付限度額

・家財の1/3以上の損害…150万円

・住居の半壊…170万円

・住居の全壊…350万円

○貸付条件

・償還期間10年(据置期間3年無利子)

・利率3%(利子補給制度あり)

※所得制限があります。

○申請期限 10月30日(金)

◇問い合わせ先

社会福祉課(☎82-1174)

「ちよるる募金」にご協力ください

県では、平成23年に開催される「おいでませ!山口国体」「おいでませ!山口大会」の成功に向け、両大会を支えていく取り組みとして、「おいでませ!山口国体・山口大会募金(愛称:ちよるる募金)」を行っています。集められた募金は、両大会のボランティア活動や花いっぱい運動等、大会運営に活用されます。

市でも、市役所・公民館や民間施設に募金箱を設置し随時募金を受け付けています。市民のみなさんのご協力をお願いします。

◇募金箱設置場所

市役所、総合事務所、各公民館等

◇問い合わせ先

国体室(☎71-1652)

おいでませ!山口国体・山口大会

募金推進委員会(☎083-933-4800)

厚狭地区診療時間の延長

◇とき

月・水・金曜日 18:00～19:00

◇対象 旧厚狭郡近隣の救急患者(二次救急患者は二次医療機関へ紹介)

◇「月・水・金 厚狭日の入り外来(平日)」
当番医表

日程	機関名・問い合わせ先
10月2日(金)	てらい内科クリニック ☎71-0022
5日(月)	中野医院 ☎67-0381
7日(水)	吉武内科クリニック ☎73-0095
9日(金)	埴生内科外科医院 ☎76-0151
14日(水)	かわむら内科 ☎78-1433
16日(金)	吉武医院 ☎72-1110
19日(月)	河村医院 ☎72-0270
21日(水)	耳鼻咽喉科伯野医院 ☎73-0059
23日(金)	久保整形外科医院 ☎72-1711
26日(月)	たみにて内科・循環器科 ☎72-4970
28日(水)	原田外科医院 ☎76-3121
30日(金)	吉武医院 ☎72-1110
11月2日(月)	中野医院 ☎67-0381

◇問い合わせ先

厚狭郡医師会(☎72-0578)

住宅手当緊急 特別措置事業

10月1日から住宅手当特別措置事業が開始されました。この事業は、離職したことにより住宅を喪失し、または喪失する恐れのある人について、安心して就労活動を行うために、住宅費を給付するものです。

《問い合わせ先》社会福祉課(☎82-1176)

●対象者 2年以内に離職(離職証明が必要)した世帯主であって、就労能力と就労意欲のある人のうち、住居を喪失している人、喪失する恐れのある人(生活保護受給者は対象外)

●支給要件 月収が、単身世帯8万4千円以下、複数世帯17万2千円以下であり、預貯金が、単身世帯50万円以下、複数世帯100万円以下

●支給月額 単身世帯28,200円、複数世帯37,000円

●支給期間 6か月間

※複数世帯とは、2人以上の世帯のことです。

※詳しくはお問い合わせください。

